

宮の杜自治会防犯防災部規約

(名称)

第1条 この会は、宮の杜自治会防犯防災部（以下「本部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本部の事務所は、千葉市稲毛区宮野木町2 1 3 4 番地9に置く。

(目的)

第3条 本部は、宮の杜自治会会則第1章第3条第4項、及び第12条に基づき宮の杜自治会防犯防災部として設置し、住民の隣保協働の精神に基づく自主的な防犯防災活動を行うことにより、地区内の治安の維持及び地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯・防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 防犯パトロールの実施に関すること。
- (7) 盗難防止・非常警備警戒その他治安維持に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本部は、宮の杜自治会会員の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本部には、次の役員を置く。

- (1) 部 長 1 名 (自治会会長)
 - (2) 副部長 1 名以上 (自治会副会長)
 - (3) 幹 事 1 名以上 (防犯防災担当役員)
- 2 役員は、自治会役員が兼務する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 部長は、本部を代表し、部務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮

命令を行う。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本部には、幹事会を置く。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 自治会役員会に提出すべきこと。
- (2) 自治会役員会より委任されたこと。
- (3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

(防犯・防災計画)

第10条 本部は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防犯・防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防犯・防災知識の普及に関すること。
- (3) 防犯・防災訓練の実施に関すること。
- (4) 犯罪・災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (5) その他、必要な事項。

(会費)

第11条 本部の会費は徴収せず、運営費は宮の杜自治会の防犯防災部門の予算より充当するものとする。

(経費)

第12条 本部の運営に要する経費は、宮の杜自治会会費その他の収入をもってこれにあたる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、決算については宮の杜自治会の収支決算に組み込むものとする。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から実施する。